

○農林水産省令第八十七号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百一十一号）
第七條第一項第一号の規定に基づき、植物防疫法
施行規則の一部を改正する省令を次のように定め
る。

平成十八年十一月二十八日

農林水産大臣 松岡 利勝

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令
（昭和三十三号）の一部を次のように改正する。

別表二の付表第十七中「ヒムセンダン種」の下
に、「マハチャノ種」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。